

第 I 章 「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調」の概要

「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調」（以下「平成 26 年面積調」という）は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 12 条の基本測量に関する長期計画に基づき、平成 26 年 10 月 1 日時点のわが国の面積をとりまとめた技術資料である。

なお、平成 26 年面積調は、平成 25 年までの面積調（「5. 参考：従来の面積調」を参照）における測定方法を変更して実施したものである。

1. 平成 26 年面積調の測定方法

平成 26 年面積調は、平成 26 年 10 月 1 日時点の電子国土基本図（地図情報）における海岸線と行政界で囲まれた地域を対象に面積測定を行うものである。

電子国土基本図（地図情報）における海岸線は、満潮時の水涯線を表し、河川及び湖沼は陸域に含めている。河川の河口線については、海岸線の自然な形状に従って河口両岸の先端を結んで陸海の境とした。

面積測定は、電子国土基本図（地図情報）の海岸線と地図情報レベル 25000 の行政界線で囲まれたポリゴンにおける各頂点の経緯度座標について、2 本の標準緯線を北緯 33° 及び北緯 44°、中央経線を東経 135° とするアルベルス正積円錐図法で、測地基準系 1980（GRS80）楕円体から平面に投影した後、ポリゴン毎の面積値を算出する。これらのポリゴン毎の面積値を積み上げ、行政区画ごとに面積値を平方キロメートル単位で集計した後、小数第三位を四捨五入して小数第二位で表示した。なお、四捨五入の関係で、小数第二位で表示した各市区町村の合計は、各都道府県/全国などの面積と一致しない場合がある。

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による一時的な浸水域により海岸線形状が変化した箇所については、当面、同地震による地殻変動後の座標値に補正した地震前海岸線を用いて面積値を算出する。

また、告示等による新たに生じた土地や市区町村の境界変更等について、平成 26 年 10 月 1 日までに電子国土基本図（地図情報）へ反映しているものを、各都道府県の告示等による異動事項欄に内訳（用語の説明は別記 I）を記載するとともに、該当する市区町村の面積欄の末尾に(1)、(2)、…等の対照番号を付した。

2. 参考値の算出

市区町村間の行政界に境界未定部がある場合の面積値については、*を付した参考値（便宜上の概算数値）を掲載するとともに、関係市区町村による合計面積を別記した。

参考値については、以下(1)～(3)の手順により算出した。

- (1) 平成 26 年面積調の測定方法により、平成 26 年 10 月 1 日時点における関係市区町村の合計面積値を算出する。
- (2) 従来の面積調の測定方法により、平成 26 年 10 月 1 日時点における関係市区町村の参考値と合計面積値を求め、参考値の合計面積値に対する比率を算出する。

(3) (1)の合計面積値を(2)の比率により按分した値を、平成26年面積調の参考値とする。

また、この参考値で表示した関係市区町村及び合計面積の末尾にはa, b, ..等の対照番号を記載し、各都道府県の境界未定等欄に説明文を付記した。

3. 湖沼・島面積の掲載

面積1㎥以上の湖沼・島の面積及びその所属市区町村別面積について、平成26年面積調の測定方法に準じて面積測定を行い、第Ⅲ章末尾に掲載した。

4. 「全国地方公共団体コード」

都道府県名及び市区町村名の先頭に記載されている番号は、「全国地方公共団体コード」であり、総務省が「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード」（昭和45年行政管理庁告示第44号）として設定しているコードで、「日本工業規格」（JIS）になっているもの（その後の異動を修正したものを含む）である。

なお、全国地方公共団体コードについては、以下の総務省ホームページにおいて公開されている。

<http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>

5. 参考：従来の面積調

平成25年までの面積調における基本単位は、市区町村別として、都道府県及び全国の面積は、市区町村別面積値を集計したものである。

なお、基本となる市区町村の面積は、昭和63年10月1日時点の国土地理院発行2万5千分1地形図（以下「地形図」という）に表示されていた海岸線と行政界で囲まれた地域を対象に計測したものであり、以降、以下(1)～(8)の変化を加減して算定したものである。

(1) 市区町村の廃置分合のうち、合併・編入及び指定都市の合区

市区町村の合併又は編入について、関係市区町村の面積を合算した。なお、東京都の特別区及び指定都市の行政区の合併・編入についてもこれに準じた（以下の各項目についても同様）。

(2) 市区町村の廃置分合のうち、分割・分立・指定都市の区の設置及び分区

市町村の分割・分立・指定都市の区の設置等により生じた新たな市区町村の面積については、関係市区町村の資料に基づき、地形図に移写した新たな行政界により計測した。

(3) 市区町村境界の確定

未定であった市区町村の境界が確定された場合は、(2)の方法に準じて計測した。

(4) 市区町村の境界変更

市区町村間に境界変更があった場合は、関係市区町村の増減面積を都道府県に確認のうえ、関係市区町村の面積に加減した。

(5) 新たに生じた土地

公有水面埋立等の「新たに生じた土地」については、関係地方自治体にその位置を確認のうえ、所属市区町村に加算した。

(6) 行政界の画定及び修正

関係市区町村長からの申請に基づき、調査対象期間内に、未定であった境界が地形図に新たに表示された場合及び地形図に表示されている行政界の一部が修正された場合（上記(1)～(4)は除く）は、当該地形図により(2)の方法に準じて計測した。

(7) 地形図の改測

地形図が改測（新規に測量・作成）され、調査対象期間内に刊行された場合は、当該地形図の全域について(2)の方法に準じて再計測した。

(8) 北方地域の面積（平成4年以降）

根室市の一部（歯舞群島）、色丹村（色丹島）、泊村・留夜別村（国後島）、留別村・紗那村・薬取村（択捉島）の平成4年以降の面積については、5万分1地形図（平成4年8月1日発行）により計測したものである。

別記 I 市区町村別面積表（第Ⅲ章）における「告示等による異動事項」欄の用語説明

(1) 廃置分合

- ①地方自治法第7条第7項の規定に基づく総務省告示（市町村の廃置分合）。
- ②地方自治法第252条の20第1項の規定に基づき設置される区等について、当該市区の設置等に関する条例（行政区の設置）。
- ③指定都市の行政区の廃置分合に関する当該市条例（行政区の廃置分合）。

(2) 市制施行・町制施行

地方自治法第8条第3項の規定に基づく総務省告示（村を町とする、又は町村を市とする処分）。

(3) 名称変更

地方自治法第3条第7項の規定に基づく総務省告示（市町村の名称変更）。

(4) 境界確定

地方自治法第9条第6項の規定に基づく総務省告示（市町村の境界の確定）。
地方自治法第9条の2第6項の規定に基づく総務省告示（市町村の境界の決定）。

(5) 境界変更

地方自治法第7条第7項の規定に基づく総務省告示（市町村の境界変更）。

(6) 埋立等

地方自治法第9条の5第2項の規定に基づく都道府県告示、及び同法第252条の17の2第1項の規定に基づく市町村長の告示（新たに生じた土地）。

(7) 未所屬地編入

地方自治法第7条の2第3項の規定に基づく総務省告示（未所屬地域を市町村の区域に編入する処分）。

(8) 境界画定

関係市区町村長からの申請に基づき、電子国土基本図（地図情報）で取得されていなかった市区町村の境界が、調査対象期間内に新たに取得されたもの（上記(4)を除く）。

(9) 境界修正

関係市区町村長からの申請に基づき、電子国土基本図（地図情報）で取得されている市区町村の境界の一部が、調査対象期間内に修正されたもの（上記(5)を除く）。

(10) 改正

都道府県告示等の告示内容が、後日改正されたもの。

(11) 訂正

以前に公表した内容を、今回訂正したもの。

